

「全国都市再生～稚内から石垣まで～」の 支援のための基本的枠組の構築

- (1) 市町村の創意工夫が活かせる新たな「まちづくり交付金」制度の創設
- (2) 市町村のまちづくりに関する権限を、都道府県との協議などにより、できる限り一体化（都市計画と公共施設の管理など）
- (3) 行政とNPO法人等の民間まちづくり主体との連携・協働の推進

全国都市再生の推進のため当面講ずべき その他の制度改善等

(1) 公共空間に関する官民の新たな関係 (民を活用、民が活用)

民間建築物と一体的な駅の自由通路、地下鉄出口等の整備の促進のための規制の合理化

公園地下等の民間利用の拡大など民間施設と都市公園の一体的整備の推進

企業保有の遊休地等の長期的・暫定的な借上げの推進による「期限付き」都市公園の整備

民間等の既存の測量成果等を活用した地籍の整備の推進

(2) 空きビル・空き店舗の用途転換など既存建築ストックの活用

地域の特性に応じた具体の実証的取組の全国的展開

< 東京、大阪等大都市の都心部 >

業務ビルの住宅等への転用を推進

< 地方都市の中心部等 >

空き店舗の活用の新しいニーズ (高齢者・女性・子供の視点や、都市観光など地域固有の文化的資源の活用を視野) の把握と暫定・試行的利用を推進

最新基準への全面的適合が求められる建築物の改修等について、部分的・漸進的な対応を許容する法制度を導入することにより、現状の改善を促進